

松阪市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する同意(以下「指定同意」という。)に係る基準を定めることにより、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業(以下「地域密着型(介護予防)サービス事業」という。)の適正な運営と利用に資することを目的とする。

(指定同意を求める基準)

第2条 市長は、本市の介護保険の被保険者(以下「本市被保険者」という。)を受け入れようとする本市の市域外に所在する地域密着型(介護予防)事業所(以下「事業所」という。)から法第78条の2第1項又は第115条の12第1項に規定する指定の申請を受けた場合において、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときは、当該事業所が所在する市町長に指定同意を求めるものとする。ただし、虐待のほか法第1条に規定する被保険者の尊厳の保持、または災害等の特別な理由により、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(1) 当該事業所を利用する理由があること。

(2) 当該事業所の利用申込日において、同一のサービスを提供する松阪市内の事業所の定員、人員、設備等の理由により本市被保険者の受入が困難であること。ただし、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護(以下「小規模多機能型居宅介護等」という。)を除く。

(3) 当該事業所の利用定員の上限に達しておらず、かつ本市被保険者の受入が可能であること。

(指定同意する基準)

第3条 市長は、他市町長から本市に所在する事業所の指定に係る同意を求められた場合において、次の各号に掲げる要件を全て満たすときは、当該市町長に指定同意をするものとする。ただし、虐待のほか法第1条に規定する被保険者の尊厳の保持、または災害等の特別な理由により、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(1) 当該事業所を利用する理由があること。

(2) 当該事業所の利用定員の上限に達しておらず、当該事業所が本市の介護保険の被保険者でない者(本市に所在する法第13条の住所地特例対象施設に入所又は入居している他市町の被保険者を除く。以下「他市町被保険者」という。)の受入を認めていること。

(3) 当該指定同意申請に係る地域密着型(介護予防)サービスの利用を希望する者及び他市町被保険者、並びに転入した日の属する翌月から起算して暦月で3月を経過していない本市被保険者の総数が、利用定員等に0.1を乗じて得た数の小数点以下を四捨五入した数以下であること。ただし、小規模多機能型居宅介護等を除く。

(報告)

第4条 市長は、当該指針に基づき、本市の市域外に所在する事業所の指定を行ったときは、松阪市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)規則第2条第1項第1号の規定に基づき、委員会に報告を行うものとする。

附 則

この指針は令和2年4月1日から適用する。